

／ 運転に自信があっても、いろいろな事故が… ／

東北自動車共済の 大切なお車のために

車両共済

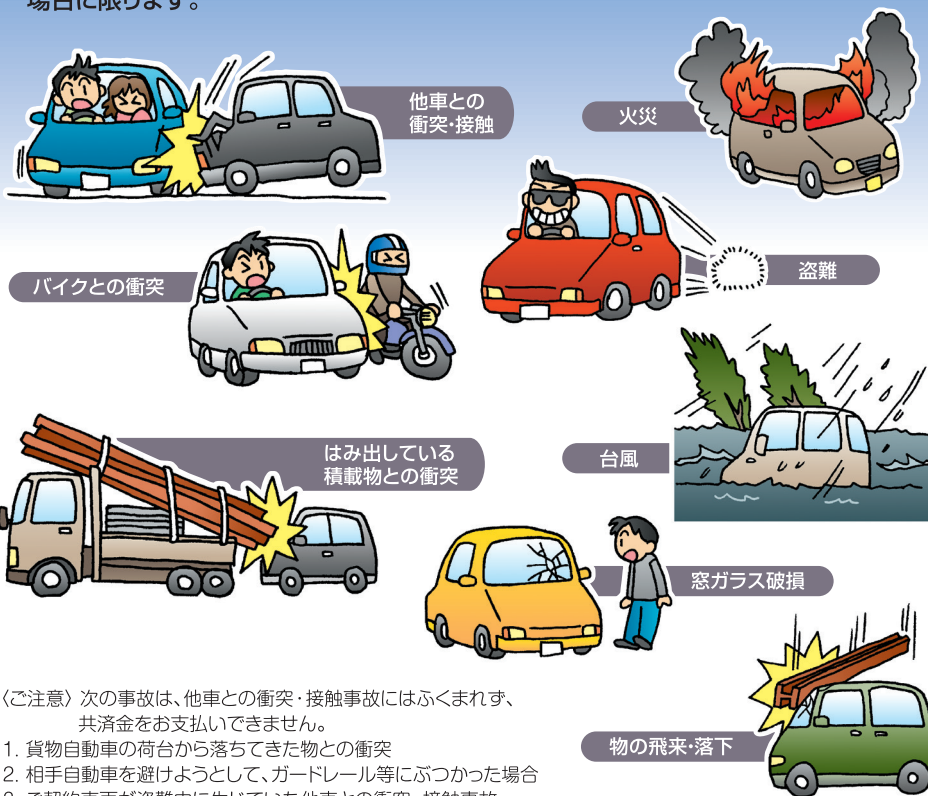


車対車 危険限定

車対車事故
相手車確認条件付

※1

他人の自動車との衝突・接触事故により、ご契約のお車に生じた損害のほか、火災、爆発、盗難、高潮、台風、洪水、騒じょうなどにより損害を受けた場合、共済金をお支払いします。ただし、事故の相手自動車の登録番号など運転者・所有者が確認できた場合に限りま。



〈ご注意〉 次の事故は、他車との衝突・接触事故にはふくまれません。
共済金をお支払いできません。

1. 貨物自動車の荷台から落ちてきた物との衝突
2. 相手自動車を避けようとして、ガードレール等にぶつかった場合
3. ご契約車両が盗難中に生じていた他車との衝突・接触事故

物の飛来・落下

一般

左記の事故の他、ご契約のお車が、自転車やガードレールとの接触、あて逃げなど偶然な事故により損害を受けた場合、共済金をお支払いします。



共済金をお支払いする損害	車同士の事故 (衝突・接触)	積載物との事故 (衝突・接触)	火災・爆発	盗難 ※3	台風・竜巻 高潮・洪水	落書・いたずら 窓ガラス破損	飛来中・落下中の 他物との衝突	自転車との事故 (衝突・接触)	あて逃げ (相手車不明)	墜落・転落	電柱・ガードレール 衝突・接触	車庫入れ失敗
車対車危険限定	※2	※2										
一般												

※1 車対車事故・危険限定特約をセットした契約をいいます。

※2 条件付：事故相手の自動車の登録番号等、所有者、運転者等が確認できた場合に共済金をお支払いします。

※3 二輪・原付を除きます。

「あのとき、車両共済に入っていたら…」 とならないために

Aさんが車両共済を契約しない理由



もし事故にあっても、車の
修理費くらい自分で払えるさ!

ご存知でしたか?

車両共済金としてお支払いする修理費の平均額は、
なんと**30万円**です。
さらに、10件に1件の割合で、**修理費が50万円
以上**となる事故が発生しています。

Bさんが車両共済を契約しない理由



運転には自信があるから、
車はぶつけないよ!

ご存知でしたか?

自動車事故の中で**一番多い**のは、なんと車両事故です。
さらに、車両事故には他の車やガードレールとの衝突だけ
でなく、**台風や突然の豪雨による水没事故、走行中
の飛び石によるフロントガラス破損、あて逃げ事
故**など、誰にも損害賠償が請求できない事故もあります。



お車の初度登録後、**15年以内は5割、10年以内は6割**のお客様が車両共済に加入されて
います。また、**軽乗用・軽貨物車は5割、普通・小型乗用車は6割**のお客様が車両共済に
加入されています。是非この機会に、**東北自動車共済の「車両共済」**をご検討下さい。

(東北自動車共済のデータによります)

車両共済に自動セット

自動セット 車両無過失事故に関する特則

相手自動車の衝突・接触事故による車両共済金のお支払いについて、
下記のいずれかを満たすときは、当組合と締結する継続後のご契約の
等級および事故有期間を決定するうえで、その事故がなかったものとし
て事故件数に数えません。ただし、フリー契約A方式(包括方式)の
契約については適用しません。

【該当する条件】

●相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」、
「駐停車中のご契約のお車への衝突・接触」、「ご契約のお車の欠陥や
第三者による不正アクセス等に起因する事象・動作」による事故にお
いて、ご契約のお車の運転手および所有者に過失がなかったと当組
合が判断した場合

●事故発生に関して、ご契約のお車の運転者および所有者に過失が
なかったことが確定した場合

自家用8車種

オプション 事故・故障時代車費用特約

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不
能となり、かつ、レッカーけん引された場合、または事故
によりご契約のお車に損害が生じた場合に修理などご契
約のお車を使用できない期間など所定の支払対象期間の
レンタカー費用をお支払いします。

自家用8車種

オプション 車両超過修理費用特約

衝突・接触等の偶然な事故により、ご契約のお車に損害
が生じた場合、その修理費が車両共済の共済金額を上回
るときに、その超過する修理費について、50万円を限度
として車両共済金をお支払いします。ただし、ご契約の車
両共済のお支払い対象となる事故の場合に限ります。

自家用8車種の車両共済に自動セット

自家用8車種

自動セット 車両全損時諸費用特約

衝突・接触等の偶然な事故により、ご契約のお車に損害が生じた場
合に、次の共済金をお支払いします。ただし、ご契約の車両共済の
お支払い対象となる事故の場合に限ります。

全損時諸費用共済金

ご契約のお車が全損となる場合に、ご契約の車両共済金額の10%
(20万円限度・最低補償額10万円)をお支払いします。

自家用8車種

オプション 車両全損時諸費用倍額払特約

ご契約のお車が全損となる場合で、代替自動車を取得されたときは、
ご契約の車両共済金額の20%(40万円限度・最低補償額20万円)
をお支払いします。

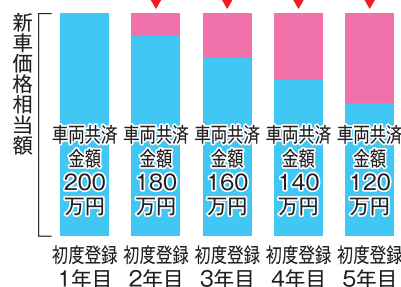
オプション 車両新価特約

自家用8車種

衝突・接触等の偶然な事故により、ご
契約のお車が全損になった場合、また
は修理費が新車価格相当額の50%以
上となった場合、実際にかかるお車の
再取得費用(車両本体価格+付属品+
消費税)または修理費について、新車価
格相当額を限度として車両共済金をお
支払いします。

また、所定の要件を満たす場合は、再
取得時諸費用共済金として新車価格相
当額の15%(40万円限度)または10万
円のいずれか高い額をお支払いします。
ただし、ご契約の車両共済のお支払い
対象となる事故の場合に限ります。

車両新価特約で新車価格との差額を補償



このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、代理所または東北自動車共済協同組合にお問い合わせください。

●お問い合わせは (代理所)